第１章　計画の基本的事項

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画策定の背景と趣旨

介護保険制度はその創設から２４年が経過し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に進める地域包括ケアシステムの構築を通して高齢者の介護になくてはならないものとして定着し、発展してきています。

わが国は令和７（２０２５）年には団塊の世代が全員７５歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和２２（２０４０）年には８５歳以上人口が急増し、医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、１５歳から６４歳までの生産年齢人口は急減することが見込まれています。

しかし、都市部と地方では高齢化の進みが大きく異なることからこれまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた「介護サービス基盤の計画的な整備」を進めるとともに、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を図るための取組」を進めていくことが重要となります。

本町は人口が減少する中、平成３０（２０１８）年をピークとして高齢者数が減少し、国が示すよりも早く高齢化は進展してきています。

「高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」では上位計画である「第６次置戸町総合計画」の保健・医療・福祉分野の基本目標である「健康で安心に暮らせるまちづくり」を基本理念として高齢者が地域の支え手として活躍できる環境や生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりを行うとともに医療や介護、予防、住まい、生活支援などが連携した環境（地域包括ケアシステム）の構築を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける地域共生社会の実現を目指してきましたが、計画期間が終了することから基本理念は継承しつつ、令和２２（２０４０）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて社会情勢や地域の実態・課題を踏まえ「高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定します。

第２節　計画の位置づけ等

１　計画の位置づけ

本計画は、「置戸町まちづくり基本条例」を基本として策定された「笑顔と夢を未来につなぐまち　おけと」をまちの将来像として設定した「第６次置戸町総合計画」に基づく個別計画として位置づけます。

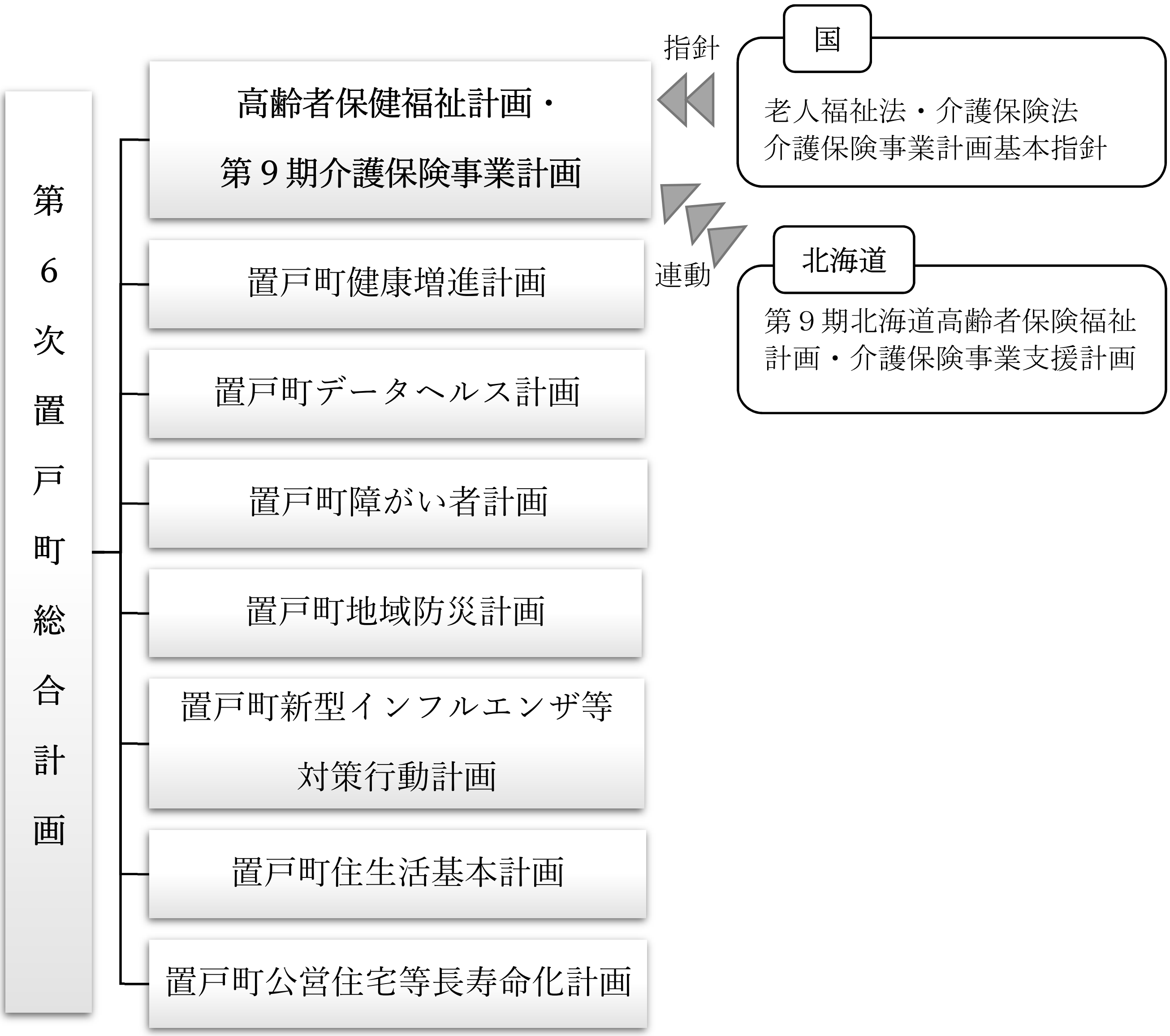

２　計画の期間

第９期計画は、令和６（２０２４）年度から令和８（２０２６）年度までの3か年を計画期間とします。

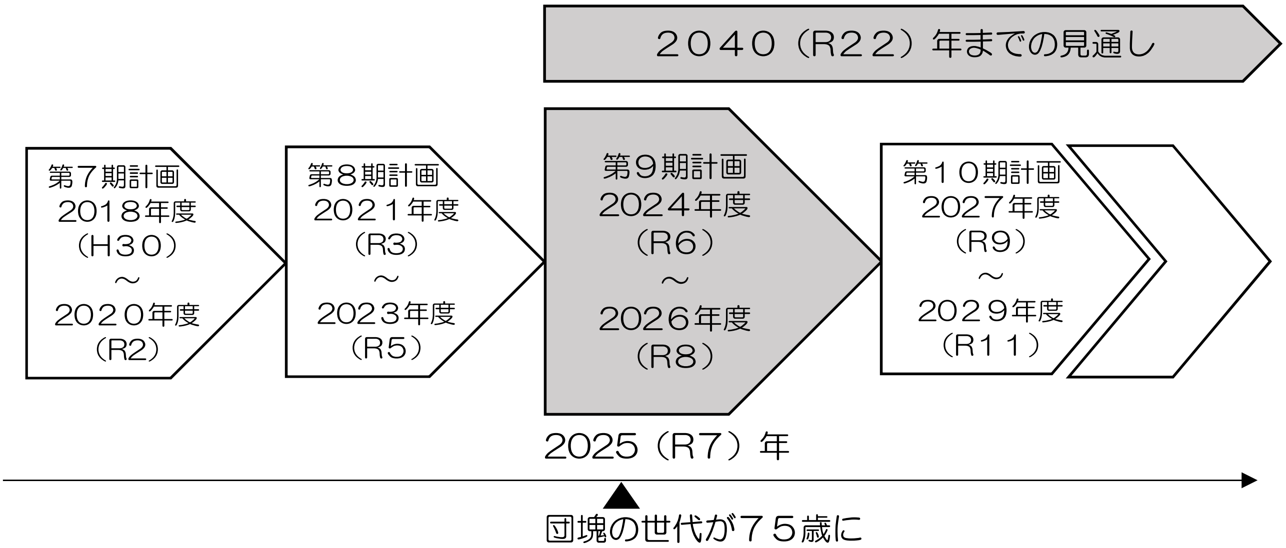

３　法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第２０条の８第１項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第１１７条に規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化した計画です。

老人福祉計画

介護保険事業計画と一体のものとして作成されるものであり、国が示す基本指針を参考に策定し、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要。今後、高齢化が進む中で高齢者を支える地域包括ケアシステムは高齢者・介護・障がい福祉・児童福祉及び生活困窮者支援の制度及び分野を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現に向けた中核的基盤になり得る。

介護保険事業計画

「地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう」医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する計画であること。　地域包括ケアの理念の普遍化、地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢者のみならず障がい者、児童を含む全ての人を対象とした「地域共生社会」の実現を見据えた計画とすること。

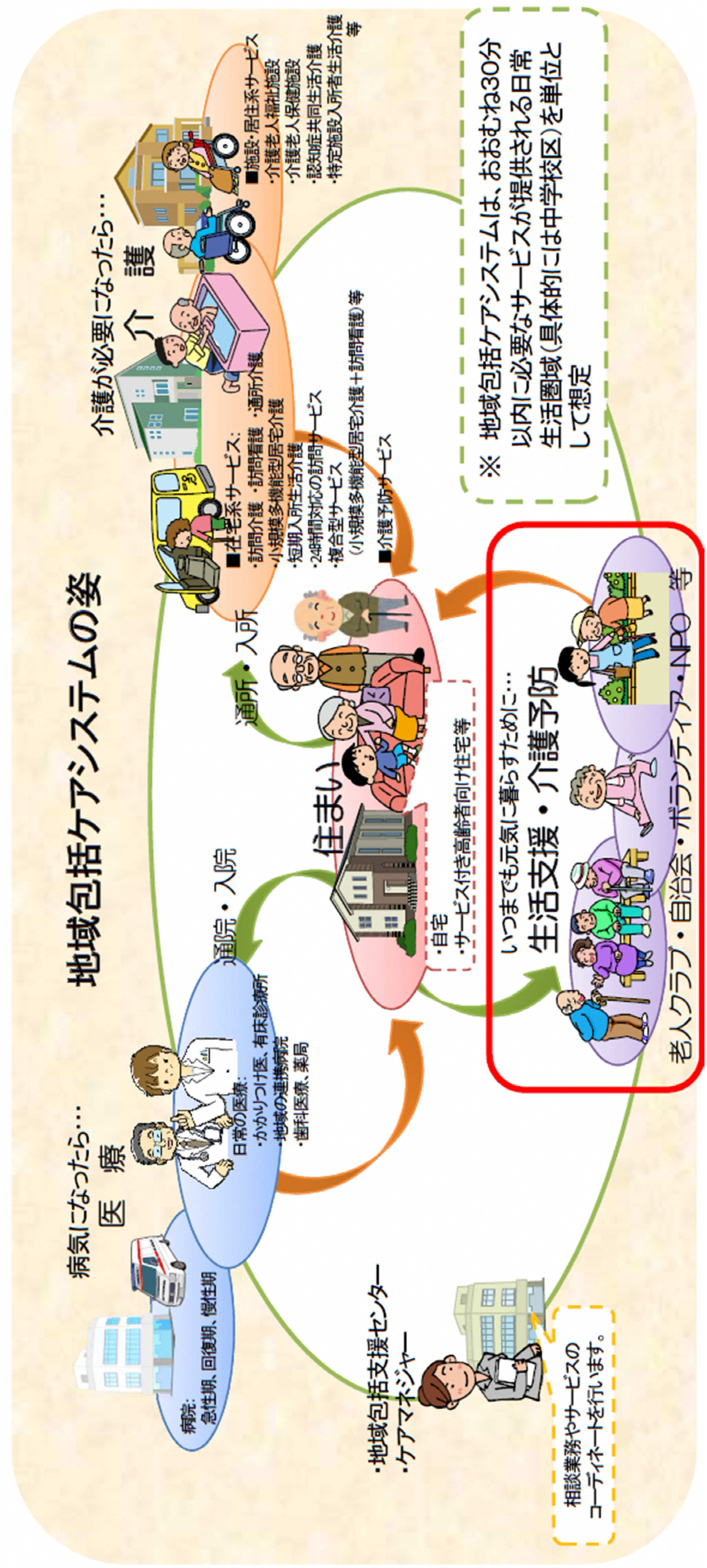
地域包括ケアシステムの姿
病気になったら…
医　療
病院：
急性期、回復期、慢性期
日常の医療：
・かかりつけ医、有床診療所
・地域の連携病院
・歯科医療、薬局
通院・入院
介護が必要になったら…
介　護
■在宅系サービス：
・訪問介護　・訪問看護　・通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・短期入所生活介護
・24時間対応の訪問サービス
・複合型サービス
（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）等
■介護予防サービス
■施設・居住系サービス
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・認知症共同生活介護
・特定施設入所者生活介護
等
通所・入所
住まい
・自宅
・サービス付き高齢者向け住宅等
いつまでも元気に暮らすために…
生活支援・介護予防
老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO　等
・地域包括支援センター
・ケアマネジャー
相談業務やサービスの
コーディネートを行います。
※　地域包括ケアシステムは、おおむね30分
以内に必要なサービスが提供される日常
生活圏域（具体的には中学校区）を単位と
して想定